

川西町地域防災計画

資料編

(令和5年度修正)

令和6年3月

川西町防災会議

目次

町条例、組織体制等	1
1 川西町防災会議条例	1
2 川西町災害対策本部条例	3
3 川西町防災会議委員	4
4 川西町災害対策本部の担当課一覧	5
各種一覧、資料等	6
1 主要防災機関連絡先一覧	6
2 災害履歴	8
3 避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）発令基準	16
4 指定緊急避難場所	17
5 指定避難所	17
6 一時避難所（公民館）	18
7 応急仮設住宅建設候補地	19
8 自主防災組織	19
9 消防団	19
10 緊急輸送道路	19
11 緊急通行車両（公用車）	20
12 備蓄物資	21
13 ヘリコプター臨時着陸場	21
14 町防災行政無線	21
15 要配慮者の避難確保計画の策定を義務づける施設	22
協定等	23
様式等	25
県様式1 災害概況即報（早期様式）	25
県様式2 災害状況即報、被害報告基準	26
県様式3 災害件報	30
水防 第1号様式 水防実施状況報告書	31
様式1号 被害状況報告書	32
様式2号 防疫活動状況報告	33
様式3号 災害防疫経費所要見込額	34
様式4号 災害防疫完了報告書	35
様式5号 防疫作業日誌	36
様式6号 救助実施記録日計表、救助実施記録日計表記入要領	37
様式7号 参集途上における被害状況報告書	39

町条例、組織体制等

1 川西町防災会議条例

昭和 37 年 10 月 1 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、川西町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川西町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて川西町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画に関する事項を調査審議すること。
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が任命するもの
 - (2) 奈良県警察の警察官の内から町長が任命するもの
 - (3) 町長が町の職員のうちから指名するもの
 - (4) 議会の議長
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
 - (8) 町を管轄する消防署の署長
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 川西町災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 1 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、川西町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認める時は災害対策本部に部を置く事ができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 川西町防災会議委員

(川西町防災会議条例第3条第5項に掲げる委員)

令和5年7月6日現在

	職名	所属・役職名	氏名
	会長	川西町長	小澤 晃広
1	委員	奈良県流域下水道センター所長	吉田 慎慈
2	〃	奈良県中和土木所長	大久保 博 代理 前久保 俊
3	〃	奈良県中和保健所長	山田 全啓
4	〃	天理警察署長	徳島 義夫 代理 渋谷 芳己
5	〃	奈良県広域消防組合磯城消防署長	辰巳 正伸
6	〃	陸上自衛隊 第380 施設中隊長	吉田 大祐
7	〃	奈良地方気象台 次長	川端 徳人
8	〃	関西電力送配電(株)高田地域統括部長 (高田配電営業所長)	亀田 幸秀 白銀 恵治
9	〃	(株)NTT フィールドテクノ奈良 設備部長	今森 幹雄 代理 東 充男
10	〃	大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部 導管計画チームマネージャー	石川 重正
11	〃	磯城郡水道企業団 事務局長	谷口 定幸
12	〃	自主防災連絡協議会長	伊藤 彰夫
13	〃	川西町消防団長	石田 和之
14	〃	川西町議会議長	弓仲 利博
15	〃	川西町教育長	橋本 宗和
16	〃	川西町副町長	森田 政美
17	〃	川西町行政改革統括理事	石田 知孝
18	〃	川西町住民保険担当理事	大西 成弘
19	〃	川西町まちマネジメント担当理事	山口 尚亮
20	〃	川西町まちづくり推進担当理事	乾井 宏純

4 川西町災害対策本部の担当課一覧

災害対策本部	町長、副町長、教育長、本部事務局班長、受援・庶務班長、救護厚生班長、施設資材班長、教育総務班長、川西消防団長
--------	--

班名	係名	担当課名
本部事務局班 (班長：総務課長)	防災情報係	総務課 デジタル推進室
受援・庶務班 (班長：総合政策課長)	受援係	総合政策課
	庶務係	会計課 議会事務局
救護厚生班 (班長：住民保険課長)	避難係	住民保険課
	環境衛生係	住民保険課
	医療福祉係	福祉こども課 長寿介護課
施設資材班 (班長：まちマネジメント課長)	農業・商工・施設係	まちマネジメント課 まちづくり推進課 税務課 債権管理課
教育総務班 (班長：教育総務課長)	教育総務係	教育総務課
	社会教育係	社会教育課

各種一覽、資料等

1 主要防災機關連絡先一覽

(1) 市町村連絡先

令和5年4月1日現在

市町村名	課室係	NTT 電話 (内線)	NTTFAX	県防災電話	
				電話	FAX
奈良市	危機管理課 災害対策係	0742-34-4930 (内: 2261・2262)	0742-35-3635	7-201-2261	8-201-2090
大和高田市	危機管理課	0745-22-1101	0745-52-2801	7-202-227	8-202-491
大和郡山市	市民安全課	0743-53-1151	0743-53-1049	7-203629	8-203-290
天理市	防災安全課 防災係	0743-63-1001 (内: 423)	0743-62-0100	7-204-404	8-204-890
橿原市	危機管理課	0744-21-1104	0744-23-2511	7-111-9011	8-111-9210
桜井市	危機管理課 危機管理係	0744-42-9111 (内: 1411)	0744-42-2656	7-206-308	8-206-690
五條市	危機統括室 危機管理課	0747-22-4001 (内: 370)	0747-25-0211	7-207-236	8-207-420
御所市	地域協働安全課	0745-44-3269	0745-62-5425	7-208-11	8-208-21
生駒市	防災安全課	0743 - 74 - 1111 (内: 257)	0743-74-9100	7-209-255	8-209-990
香芝市	危機管理課	0745-44-3305(直通)	0745-78-3830	7-210-122	8-210-390
葛城市	生活安全課	0745-44-5011 (直通)	0745-69-6456	7-421-1280	8-421-671
宇陀市	危機管理課	0745-82-1304 (直通)	0745-82-3900	7-383-3341	8-383-3570
山添村	総務課	0743-85-0041 (内: 14, 16)	0743-85-0219	7-322-10	8-322-93
平群町	総務防災課 消防・防災係	0745-45-1001	0745-45-6619	7-342-223	8-342-390
三郷町	危機管理室	0745-43-7311	0745-73-6334	7-343-233	8-343-490
斑鳩町	安全安心課 消防防災係	0745-74-1001 (内: 272)	0745-74-1011	7-344-271	8-344-590
安堵町	総務課	0743-57-1511	0743-57-1526	7-345-363	8-361-591
三宅町	総務課	0745-44-2001 (直通)	0745-43-0922	7-362-209	8-362-390
田原本町	防災課	0744-34-2059	0744-32-2977	7-363-209	8-363-390
曾爾村	総務課	0745-94-2101	0745-94-2066	7-385-227	8-385-671
御杖村	総務課	0745-95-2001	0745-95-6800	7-386-24	8-386-741
高取町	総務課	0744-52-3334	0744-52-4063	7-401-11	8-401-21
明日香村	総務財政課	0744-54-2001	0744-54-2440	7-402-252	8-402-390
上牧町	総務課 安全安心係	0745-76-1001	0745-76-1002	7-424-225	8-424-591
王寺町	防災統括室	0745-73-2001 (内: 245)	0745-32-6447	7-425-234	8-425-697
広陵町	安全安心課	0745-55-1001	0745-55-1009	7-426-9070	8-426-9210
河合町	安全推進課	0745-57-0200	0745-56-4007	7-427-242	8-427-691
吉野町	総務課	0746-32-3081	0746-32-8855	7-441-216	8-441-192
大淀町	総務課 安全対策推進室	0747-52-5501	0747-52-4310	7-442-207	8-442-570
下市町	総務課	0747-52-0001	0747-54-5055	7-443-12	8-443-21
黒滝村	総務課	0747-62-2031	0747-62-2569	7-444-17	8-444-90
天川村	総務課	0747-63-0321	0747-63-0329	7-446-120	8-446-490
野迫川村	総務課	0747-37-2101	0747-37-2107	7-447-7	8-447-21
十津川村	総務課	0746-62-0001	0746-62-0210	7-449-214	8-449-690
下北山村	総務課	07468-6-0001	07468-6-0377	7-450-7	8-450-21
上北山村	総務課	07468-2-0001	07468-3-0265	7-451-7	8-451-21
川上村	総務税務課	0746-52-0111	0746-52-0345	7-452-15	8-452-490
東吉野村	総務企画課	0746-42-0441	0746-42-0446	7-453-210	8-453-391

(2) 消防本部連絡先

令和5年4月1日現在

市・組合名	機関名	NTT 電話	県防災電話
奈良市	奈良市消防局	0742-35-1191	7-540-7-91
生駒市	生駒市消防本部	0743-73-0119	7-544-7-91
奈良県広域消防組合	奈良県広域消防組合消防本部	0744-26-0115	7-550-7-91

(3) 防災関係機関連絡先

令和5年4月1日現在

機関名	区割	NTT 電話	県防災電話
消防庁国民保護・防災部応急対策室	昼間	03-5253-7527	78-048-500-9049013
	夜間	03-5253-7777	78-048-500-9049102
奈良地方气象台	昼間	0742-22-2556	7-570-12
	夜間	0742-11-2542	7-570-12
陸上自衛隊第4施設団本部 第3科総括班	昼間	0774-44-0001	7-571-11
	夜間	0774-44-0001	7-571-12
航空自衛隊幹部候補生学校	昼間・夜間共通	0742-33-3951	
自衛隊奈良地方協力本部	昼間・夜間共通	0742-23-7001	
関西電力送配電(株)奈良支社	昼間・夜間共通	0745-23-2017	
大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部 導管計画チーム	昼間・夜間共通	072-966-5342	
一般社団法人奈良県LPガス協会事務局	昼間	0742-33-7193	
西日本電信電話(株)災害対策担当	昼間	0742-23-9517	
KDDI(株)関西支社管理部	昼間	06-4977-6600	
NTT ドコモ奈良支店	昼間	0742-33-2017	
西日本旅客鉄道	昼間	06-7668-7072	
近畿日本鉄道(株)大阪輸送統括部 運輸部管理課	昼間	06-6775-3512	
奈良交通(株)乗合事業部	昼間	0742-20 - 3050	
日本放送協会奈良放送局	昼間	0742-30-0345	7-572-91
奈良テレビ放送(株)	昼間	0742-24-2961	7-573-91
(株)奈良新聞社	昼間・夜間共通	0742-32-2111	

2 災害履歴

(1) 台風によるもの

年月日	災害種別	県被害地域	気象状況	県下の被害状況
昭和 5. 7. 31	水害	大和川流域	八丈島方面から伊勢湾に進み三重県を北進した台風	河川氾らん、堤防決壊、死者5名、全・半壊家屋102、農産物の被害甚大
9. 9. 21 (室戸台風)	風水害	県全域	沖縄方面から四国室戸岬、大阪、京都、滋賀から日本海西岸を北進した最大級の台風室戸台風	死傷者90、全壊家屋670、半壊家屋1285、その他土木・農作物・林業関係等の被害甚大
24. 7. 29 (ヘスター台風)	水害	北東山間部	熊野灘から若狭湾に向け北西進した台風ヘスター台風	死者1、浸水家屋471
25. 9. 3 (ジェーン台風)	風水害	県全域	四国室戸岬東方から淡路島をへて神戸西方に上陸し、若狭湾へ抜けた台風ジェーン台風	死者1、全半壊家屋2,442、水田流水119.5ha、道路損壊844、橋梁流失173、堤防決壊197、通信関係(電柱)484
27. 6. 23 (ダイナ台風)	水害	県全域	四国清水室戸をかすめ紀伊半島南端に上陸し、本州南岸沿いを東北東達した台風ダイナ台風	浸水家屋105、半壊家屋1、堤防決壊273、道路損壊598、橋梁流失40、冠水田707.8ha、流水田213、流失畑106ha
28. 9. 25 (13号台風)	水害	県全域	室戸岬南方沖から潮岬の南端をかすめ熊野灘を北東進した13号台風	死者行方不明12、全半壊家屋670、流失家屋103、浸水家屋10,801、田畑流失埋没922ha、道路損壊1,669ヶ所、橋梁流失430
31. 9. 27 (15号台風)	水害	北部平坦地域	潮岬の南沖から御前崎付近をへて東京から鹿島灘へ去った15号台風	死者2、負傷2、行方不明2、全半壊家屋11、浸水家屋4,201、田畑流失18ha、道路損壊59、橋梁流失38
33. 8. 25 (17号台風)	水害	県全域	和歌山県白浜、御坊間に上陸、奈良市付近を北上した17号台風 県東部地域と南部山間地域に雨多し	死者・行方不明8、浸水家屋566、全半壊家屋49、道路損壊118、橋梁流失29、田畑流水埋没10
34. 9. 26 (伊勢湾台風)	水害	県東部・南部	潮岬付近に上陸し奈良県内を北東進した台風 近年最大の災害となる15号台風(伊勢湾台風)	死者行方不明116、負傷者512、全半壊家屋2,393、流失家屋518、浸水家屋10,225、田畑流失埋没545ha、道路損壊863、橋梁流失381、被害額183億円余
36. 9. 16 (第2室戸台風)	風水害	県全域	室戸付近より上陸し阪神間を北上した台風 18号台風(第2室戸台風) 平坦部風害甚大	死者6、負傷者186、全半壊家屋2,662、浸水家屋102、田畑流失埋没456ha、道路損壊128、橋梁流水34、通信施設178回線被害額89億円

37. 7. 27 (7号台風)	風水害	北部・南部	潮岬と白浜間より上陸し和歌山奈良県境を北上した7号台風	負傷者1、全壊家屋2、浸水家屋50、一部損壊家屋10、道路損壊36、通信施設71回線
40. 9. 17 (24号台風)	水害	北部・中部	絶伊半島をかすめ中部地方に上陸した24号台風	死者2、全半壊24、浸水家屋4,229、道路損壊109、通信施設3,674回線
45. 7. 5～6 (2号台風)	風水害	県全域	四国沖を北東進し紀伊半島に上陸後北から北西に進路を転じ、和歌山県から大阪湾にでて北上した台風	死者1、全半壊3、道路損壊6、通信施設33回線
46. 9. 26 (29号台風)	水害	県全域	紀伊半島に上陸後南東岸沿いに北東達した台風29号	死者4、行方不明7、全半壊14、浸水家屋1,378、耕地被害191ha、道路損壊94、がけくずれ174、通信施設9回線
47. 9. 16 (20号台風)	風水害	県全域	紀伊半島に上陸後、北北東に進み奈良県東部県境沿いに通過した台風20号による	負傷者17、全半壊家屋115、浸水家宣342、田畑冠水埋没2,362ha、堤防決壊189、道路損壊807、山(がけ)くずれ722、被害額約45億円
51. 9. 8～14 (台風17号及び前線)	水害	県全域	台風17号が九州西海上で迷走し、西日本に停滞した前線の影響も加わって大雨が続いた。総雨量は、前鬼1,462、日ノ出岳1,145mmなどであった。	家屋の半壊2、一部破損30、浸水2,115、非住家、田畑流失埋没15ha、学校12カ所、道路889カ所、橋梁10カ所、河川567カ所、砂防6カ所、被害額は約50億円
56. 7. 29～8. 1	水害	県南部	台風10号が本州南海上を西北西に進み、このため本県南東山岳部に大雨を降らせた。	農林水産業施設2,231千円、公共土木施設7,042千円
57. 7. 31～8. 3	水害	県全域	台風10号が本県東側をほとんど真北に進み、つづいて台風9号くずれの低気圧が四国沖から南岸沿いに東北東進した。 日ノ出岳で943mm(7月31日19時～8月2日2時)、五條で194mm(8月2日21時～8月3日13時)、奈良160mm(8月1日)	死者14、行方不明2、全壊144、半壊277、床上浸水3,413、床下浸水8,985、公共土木施設被害7,821カ所、被害額42,322百万円、農林水産業関係被害27,536百万円等被害総額86,490百万円
平成 2. 9. 19 (台風19号)	風水害	県全域	台風19号が和歌山県白浜町の南に上陸し、県南東部で大雨となった。	行方不明1、全壊2、半壊9、一部破損92、床上浸水65、床下浸水201、被害総額11,096百万円
10. 9. 22 (台風7号)	風害	県全域	台風7号が和歌山県御坊市付近に上陸し、琵琶湖の南側を通り富山湾へ進んだ。	死者2、負傷者87、家屋全壊52、家屋半壊603、床上浸水1、床下浸水36、道路損壊68、橋梁流失

			台風最盛期に暴風域を伴って上陸したため、県内も暴風となった。	3、山・崖崩れ 77、通信施設被害 7,315
29. 10. 22 (台風 21 号)	風害	県全域	台風第 21 号は、日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、静岡県御前崎市付近に上陸した。台風の北上に伴い、本州南岸の前線の活動が活発となり、県内では暴風を伴った大雨となった。	重症 1、家屋全壊 1、家屋半壊 3、一部損壊 11、床上浸水 81、床下浸水 245、道路損壊 68、橋梁流失 3、山・崖崩れ 77、通信施設被害 7,315

(2) 低気圧によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	県下の被害状況
昭和 6. 2. 10	雪害	県全域	低気圧が東海道沖を東進し 9 日夜から 10 日朝にかけて大雪となった。 明治 40 年 2 月以来の大雪、八木 20 cm、奈良 17cm、上之郷 42 cm、吉野山 29 cm、寺垣内 14 cm、小森 27 cm	樹木の折損、倒木、家屋の破壊、農作物の被害、電灯、電話の切断、各々被害甚大
21. 3. 10	雪害	県全域	低気圧が太平洋岸沿いに東進し 10 日 2 時頃から大雪となる。 八木 18 cm、奈良 15cm、上之郷 20 cm、上市 20 cm、寺垣内 6cm、小森 10 cm	立木、電灯線の被害大
27. 7. 1~3	水害	県全域	三陸沖の低気圧の中心から本邦を東西にのびる寒冷前線があり、この線上を 2 日夜別な低気圧が奈良県付近を東進した。	浸水家屋 142、河川堤防決壊 5、橋梁流水 3、道路損壊 21、冠水田畑 375ha
34. 8. 12~14	水害	県全域	本州南海上に停滞する前線上を東進した低気圧が四国沖で停滞気味となって県下全般に雨となり特に南東山岳部が大雨となった。	全半壊家屋 2、浸水家屋 1,861、堤防決壊 21、橋梁流失 5、道路損壊 35、田畑流失 10ha
36. 10. 26~28	水害	県全域	本州南沖を東西にのびる前線上の九州南西海上に低気圧が発生東進した。28 日 21 時鳥島の南東に台風が現れた。	死者 1、全半壊家屋 7、浸水家屋 666、田畑流失 46ha、田畑冠水 1,779ha、道路損壊 148、橋梁流失 29
38. 3. 12~13	雪害	中部山間	本州南岸沿いを東進した低気圧のため山間地で 30~80 cm、平野部で 10~20 cm の大	山林被害 15 億円 農作物被害 1 億 5 千余万円、その他交通、通信、電力関係に相

			雪となった。	当の被害あり。
40. 3. 16～17	雪害	中部山間	発達した低気圧が四国紀伊半島沖を東進したため県内全般雨又は雪となり降水量は3月の最多記録となった。	水分の多い雪のため被害が発生した。山林被害24,394ha、農産物約230百万円。通信線切断、送電障害の被害大
43. 2. 15～16	雪害	県全域	紀伊半島沖を東進した低気圧のため、平野部で10cm、山間部で20～50cmの大雪	山林被害35億円、農作物被害5,700万円、その他送電線、通信線等の被害大
56. 3. 1～2	雪害	県北部	東シナ海から東進して来た低気圧は本州南海上を東北東に進み一方大陸からは寒気を伴った優勢な高気圧が南下した。 山辺・宇陀地方20cm、奈良10cm	農産被害15,405千円 畜産被害1,725千円 農林産業施設2,000千円
56. 10. 8～9	水害	県全域	前線を伴った顕著な低気圧が日本海を北東進したので県下全域に大雨を降らせた。	床下浸水164戸、道路損壊220ヶ所、河川253ヶ所等、農林水産業施設173,791千円、公共土木施設1,268,420千円、農産被害92,203千円、被害総額1,534,414千円
62. 3. 23	雪害	県全域	低気圧が発達しながら南海上を東進したため大雪となった。	スギ・ヒノキの折損、倒伏による被害9,614百万円
平成 2. 1. 31～2. 1	雪害	県北・中部	1月31日から2月1日午前中にかけて低気圧が東進、大雪となった。1日9時の奈良の積雪21cmは1953年の統計開始以来第1位	ビニールハウスの倒壊、農作物等に大被害、軽傷3、農産被害2,195百万円

(3) 前線によるもの

年月日	災害種別	県被害地域	気象状況	県下の被害状況
昭和 27. 4. 11	水害	中・北部	7月3日以来本邦南方洋上に移動した梅南前線が北上して10日～11日当県を通過したが、この前線が異常に変形して大雨となった	負傷者1、半壊家屋2、浸水家屋1,411、堤防決壊18、橋梁流失9、道路損壊34、流失畑14ha、冠水田畑1,877ha
28. 7. 18	水害	県全域	日本海中部から近畿北部をへて九州北部、中国中部に達した前線が17日本県を通過南下し、18日北上したため大雨となった。	死者27、負傷者25、行方不明10、全半壊家屋187、流失家屋191、浸水家屋2,019、田畑流失埋没489ha、田畑冠水1,462ha、道路損壊2,032

32. 6. 26～28	水害	北部	前線が 26 日 15 時頃紀伊半島を北上し 27 日 10 時奈良県北部から瀬戸内をへて九州方面に停滞台風 5 号の影響もあって北部が大雨となった。	死者 1、負傷者 1、浸水家屋 1,062、田畑冠水 54ha、橋梁流失 4、道路損壊 25
32. 7. 16～17	水害	中・北部	関東地方から近畿中部をへて日本海の低気圧に達する前線停滞のため大和川流域宇陀川流域に大雨が集中した。	行方不明 1、全半壊家屋 5、浸水家屋 1,716、田畑冠水 1,859ha、道路損壊 67、橋梁流失 4
47. 7. 10～13	水害	県全域	梅雨前線が 10 日から 13 日にかけて近畿地方を中心にして南下北上を繰り返したため大雨となった。	死者 1、負傷者 9、全半壊家屋 37、浸水家屋 1,371、田畑冠水 2,268ha、堤防決壊 289、道路損壊 1,061、山（がけ）くずれ 577
53. 6. 22～23	水害	中・南部	梅雨前線が本州南岸で活発化した。	全壊 1、床上浸水 10、床下浸水 1,058、冠水 325ha、運休 21 本、欠便 20 便 被害額 4,911,963 千円
61. 6. 25～7. 1	水害	県全域	25 日梅雨前線の南下、30 日台風 6 号の接近により、大雨となった。	全半壊家屋 3、床下浸水 195、田畑冠水 160ha、道路損壊 383 ヶ所、河川被害 645 ヶ所 被害総額 5,943 万円
平成 2. 9. 13～18	水害	県全域	13 日から 18 日にかけて西日本に停滞していた前線の活動が活発になり大雨となった。	死者 1、床下浸水 35 被害総額 648 百万円
7. 7. 1～6	水害	県全域	梅雨前線が西日本から東日本に停滞し、各地で断続的に大雨が降った。奈良県内では特に 3 日の昼前後 4 日午前中、短時間に激しい雨が降った。	半壊家屋 2、床上浸水 229、床下浸水 1,650、道路損壊 7、山・崖崩れ 22
9. 7. 9～13	水害	北部	梅雨前線が西日本に停滞し、県全域で雨が降り続いた。特に 13 日は、前線が活発化したため、県北部を中心に短時間強雨となった。	床上浸水 3、床下浸水 696、道路損壊 2、山・崖崩れ 5
13. 6. 13	水害	北部	この期間、西日本付近に停滞する梅雨前線上を発達した低気圧がゆっくり東進した。特に 14 日は、紀伊半島付近に停滞する梅雨前線上を低気圧が通過し、この低気圧に向かい南海上から暖かく湿った空気が流入して	床下浸水 6、山・崖崩れ 1

			大気の状態が不安定となり、県北部で雷を伴う短時間強雨となった。	
13. 7. 17	水害	北部	日本海に停滞する梅雨前線に暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定となり、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。	床下浸水 10、落雷により 2,340 世帯が停電した。
令和 5. 6. 2~3	風害	県全域	台風 2 号の影響で、奈良県の一部に線状降水帯※が発生、大雨を降らせた。町は、災害対策本部を設置、避難所を開設。13 時頃大和川が氾濫危険水位を超え、町の一部に避難指示を発令。	奈良県内の被害 住家全壊 1 棟、半壊 1 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 27 棟、一部損壊 5 棟、人的な被害なし

※線状降水帯

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる強い降水域。顕著な大雨によって毎年のように数多くの甚大な災害が生じている。

（４）異常低温によるもの

年月日	災害種別	県被害地域	気象状況	県下の被害状況
昭和 36. 1. 3	寒害	北部	12月から1月はじめにかけて襲来した寒波のため奈良では-4.4℃の最低気温になった。	奈良市内で水道管の破裂が続出し、12月29日から1月3日まで400件の被害があった。
52. 1~3	寒害	北東山間部	優勢な大陸の高気圧におおわれた。 奈良の最低気温-7.8℃、無降水継続日数14日間、最小湿度19%で異常乾燥も伴った。	野菜 150,810 千円 果樹 114,993 〃 茶 501,993 〃 計 767,442 〃
55. 7~9	低温寡照多雨	県全域	太平洋高気圧の本邦に及ぼす影響は例年になく弱く、これに代わってオホーツク海高気圧の勢いが妻々北の方から本州に伸び前線活動が活発になって本邦を挟み南北に振動して日照不足と低温をもたらした。	被害面積 14,945ha 被害金額 水稲 2,085,045 千円 大豆 30,610 〃 野菜 832,417 〃 果樹 413,304 〃 花き 176,040 〃 計 3,357,416 〃
55. 12~56. 2	低温寒害	奈良市都祁村	冬型気圧配置が長く続き、寒気の移流が顕著であった。	茶と茶樹の損傷が甚だしく幼木は乾燥のため枯死した。

56. 2. 26~27	低温	県北部	低気圧が三陸沖で発達しながら東北東進したあと、冬型気圧配置が強まり、奈良では26日最高気温-0.2℃ 27日最低気温-7.5℃	水道管破裂 奈良市600ヶ所 天理市300ヶ所 五條市60ヶ所
--------------	----	-----	--	--

(5) 雷によるもの

年月日	災害種別	県被害地域	気象状況	県下の被害状況
昭和 36. 7. 9	雷災	北部	ひょうを伴う大雪雨	落雷により死者1
36. 8. 21	雷災	北部	強雷雨	広陵町で死傷者3名 生駒市で一部浸水家屋あり
38. 7. 28	雷災	奈良盆地	近畿全体に発雷があり、県内では13時頃から15時頃の間発生して北上した。	15時10分頃橿原市橿原球場に落雷観客1名負傷、失神5名を出す。
51. 7. 26~28	雷災	北部	上空に寒気が流入し、燃雷が発生した。 28日17時の時間雨量は田原本で77mm、天理で65mmであった。	28日は国鉄、近鉄の一部が一次不通となり、停電は約3万戸に上り、天理市及び田原本町を中心として約4,200戸が浸水した。
平成 3. 7. 27	雷災	北・東部	大気不安による強雷雨 大宇陀 1時間降水量43mm 24時間降水量95mm	負傷者1名 住家被害 半壊1棟 床上浸水4棟 床下浸水45棟 河川損壊71ヶ所 道路損壊63ヶ所

(6) 長期間にわたる乾燥によるもの

年月日	災害種別	県被害地域	気象状況	県下の被害状況
昭和 2. 6~8	干ばつ	奈良盆地	雨量平年差6月119mm、7月129mm、8月46mm、各月共に少なく特に6月の量は28年ぶりの少量	水不足のため稲作被害あり干ばつの影響で病虫害の発生が著しくそのための農作物の被害大
14. 5~9	干ばつ	県全域	内地西部から朝鮮南部に渡って異常な干ばつが起こった。 八木5月から9月の降水量は527.9mmで創立以来3位の小雨	水不足のため電力の供給制限、稲作被害収穫量皆無1,425ha (奈良県としては中程度の被害)
19. 5. 7	干ばつ	奈良盆地	瀬戸内、近畿、東海道方面の干ばつであった。八木5	水田亀裂、水稻発育不良、畑作物の枯死

			月降水量 74 mm、6 月 68 mm、7 月 70 mm 平年より半分以下の小雨であった。	病中害の被害甚大 (1, 375ha) 水稲植付未了 158ha
22. 6～8	干ばつ	中北部	6 月降水量八木では 60 mm で平年に比し非常に少なく、7 月は降水量 72 mm で平年より極めて少なく、8 月も 70 mm で平年の半分であった。	農作物の被害大で稲作は不良、甘藷も作柄不良
30. 7～8	干ばつ	北部	雨らしい雨がなく奈良では無降水量継続日数 25 日で新記録であった。	水稲 2, 230ha に被害があった。
40. 8	干ばつ	中・北部	月降水量各地とも極めて少なく奈良では 39.6 mm で 8 月として最小記録	県中・北部で水不足が深刻となり、金剛、葛城、ニ上山系の山麓地帯で水田の干害があり約 180 町の稲が枯死状態となり、果樹、野菜も減収
48. 7～8	干ばつ	県全域	夏型気圧配置は 27 日間も続き、その間雷雨による降水はあったが、少雨で水不足の解消にならず、高温少雨であった。 奈良市では 17 日間の無降水が記録された。	水不足のため電力の供給制限、農作物の被害大で稲作は不良、甘藷も作柄不良
53. 7～9	干ばつ	大部分	太平洋高気圧の勢力が強くと本州上空に長く居座った。 奈良 7 月の月間日照時間 296 時間、8 月の最高気温 37.4℃は第 1 位、降水量 26.5 mm は最少記録	農作物被害 3, 766. 7ha 1, 689, 527 千円 奈良市内で 16 日間の夜間断水
平成 2. 7～9	干ばつ	県北・中部	太平洋高気圧におおわれて少雨となった。 無降水継続日数 13 日間、8 月の日最高気温 37.4℃は第 1 位	果樹など農作物被害大 農産被害 841 百万円
平成 6. 7～9	干ばつ	県全域	太平洋高気圧におおわれて晴天が続き厳しい暑さと少雨の状態が続いた。 奈良 7 月の日最高気温 37.3℃、月平均気温 28.2℃、8 月の日最高気温 39.3℃、日平均気温 28.5℃はいずれも第 1 位	農産被害約 168 百万円

3 避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）発令基準

避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）発令基準

	発令時の状況	基準等	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い方が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川が一定時間後に次の水位に到達すると予測されるとき。（避難判断水位） ●その他諸般の状況から、要援護者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、決められた避難場所への避難行動を開始 ●避難支援者（行政区、民生委員、ボランティア等）は、支援行動を開始 ●上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨、暴風等の警報等が発表され、避難の準備あるいは避難を要すると判断されたとき。 ●河川が次の水位を超えるおそれがあるとき。（はん濫危険水位） ●その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難行動ができる者は、決められた避難所への避難行動を開始
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の前兆現象や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ●堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ●人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前避難のいとまがない場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるときは、至近の安全な場所に緊急避難させる。 ※なお、避難として利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所に避難させる場合は、輸送用の車両等を用意するなどあらゆる手段を講じて、他地域の収容避難場所へ避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ●未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

4 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所一覧

	施設・場所名	住所	管理担当・連絡先		対象とする異常な現象の種類		
					洪水	大規模な火事	内水氾濫
1	川西町中央体育館	奈良県磯城郡川西町結崎 1287-1	教育委員会事務局 (社会教育係)	0745-44-2214		1	1
2	梅戸体育館	奈良県磯城郡川西町唐院 556	教育委員会事務局 (社会教育係)	0745-44-2214	1	1	1
3	下永体育館	奈良県磯城郡川西町下永 1248-1	教育委員会事務局 (社会教育係)	0745-44-2214	1	1	
4	川西小学校	奈良県磯城郡川西町結崎 255	教育委員会事務局 (教育総務係)	0745-44-2684	1	1	
5	ふれあいセンター	奈良県磯城郡川西町唐院 122	教育委員会事務局 (社会教育係)	0745-44-2214		1	
6	保健センター	奈良県磯城郡川西町結崎 217-1	保健センター	0745-43-1900		1	
7	川西町(梅戸)防災空地	奈良県磯城郡川西町梅戸 202-1	総務課	0745-44-2211		1	
8	川西町(東方)防災空地	奈良県天理市二階堂菅田町 55	総務課	0745-44-2211		1	

5 指定避難所

指定避難所一覧

	施設・場所名	住所	管理担当・連絡先	
1	川西町中央体育館	奈良県磯城郡川西町結崎 1287-1	教育委員会事務局 (社会教育係)	0745-44-2214
2	梅戸体育館	奈良県磯城郡川西町唐院 556	教育委員会事務局 (社会教育係)	0745-44-2214
3	下永体育館	奈良県磯城郡川西町下永 1248-1	教育委員会事務局 (社会教育係)	0745-44-2214
4	川西小学校	奈良県磯城郡川西町結崎 255	教育委員会事務局 (教育総務係)	0745-44-2684
5	ふれあいセンター	奈良県磯城郡川西町唐院 122	教育委員会事務局 (社会教育係)	0745-44-2214
6	保健センター	奈良県磯城郡川西町結崎 217-1	保健センター	0745-43-1900

6 一時避難所（公民館）

一時避難所（公民館）一覧

名称	住所
中村公民館	結崎 268-5
市場公民館	結崎 64-1
辻公民館	結崎 296-61
井戸公民館	結崎 1411-1
出屋敷公民館	結崎 598-1
東荘苑集会所	結崎 625 - 40
美ノ城公民館	結崎 417-10
結崎団地公民館	結崎 452-102
ハッピータウン公民館	結崎 862-9
結崎南団地公民館	結崎 421-44
美幸公民館	結崎 662-2
東城公民館	下永 430
西城公民館	下永 583-3
スカイタウン集会所	下永 207-6
東人権文化センター	下永 1256-1
上吐田公民館	吐田 1100
北吐田公民館	吐田 825-1
南吐田公民館	吐田 712
西人権文化センター	梅戸 243-1
唐院公民館	唐院 184-1
保田公民館	保田 251-1

7 応急仮設住宅建設候補地

応急仮設住宅建設候補地一覧

候補地	所在地	敷地面積 (㎡)	建設可能戸数(戸)
公営住宅跡地①	川西町大字梅戸 92 番地	1,030	24
公営住宅跡地②	川西町大字下永 1247 番地付近	710	8
公営住宅跡地③	川西町大字下永 1304 番地付近	1,970	36

8 自主防災組織

自主防災組織一覧

名 称	
中村自主防災会	美幸自主防災会
市場自主防災会	東城自主防災会
辻自主防災会	スカイタウン自主防災会
井戸自主防災会	西城自主防災会
下出屋敷自主防災会	東方自主防災会
上出屋敷・東荘苑自主防災会	上吐田自主防災会
結盛会・二の塚自主防災会	北吐田自主防災会
美ノ城自主防災会	南吐田自主防災会
結崎団地自主防災会	梅戸自主防災会
ハッピータウン自主防災会	唐院自主防災会
結崎南団地自主防災会	保田自主防災会

9 消防団

消防団一覧

分団名	分団器具庫所在地	所有車両
第1分団	川西町大字結崎 217 - 1	消防車
第2分団	川西町大字梅戸 324 - 4	消防車

10 緊急輸送道路

奈良県指定緊急輸送道路一覧

緊急輸送道路区分	道路種別	路線名	備考
1次	主要地方道	天理王寺線	町の東西方向
	都市計画道路	大和中央道	町の南北方向
	一般県道	大和郡山広陵線	〃

資料：奈良県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し（平成29年6月）

https://www.pref.nara.jp/secure/196152/01_hyousi.pdf

1 1 緊急通行車両（公用車）

緊急通行車両一覧(公用車)

(令和5年10月1日現在)

No.	課	車名		登録番号
1	総務課	ダイハツ	タント	580 て 8207
2	総務課	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	480 せ 5363
3	総務課	ホンダ	エヌボックス	583 せ 2801
4	総務課	ホンダ	ライフ	50 は 310
5	総務課（消防）	日野	消防車（第1分団）	800 す 2459
6	総務課（消防）	日野	消防車（第2分団）	800 す 3582
7	総務課（消防）	スズキ	消防車	880 あ 1268
8	総務課（消防）	日産	消防車	880 あ 1761
9	総合政策課（コミュニティバス）	日産	キャラバン	300 て 9793
10	総合政策課（コミュニティバス）	トヨタ	ハイエースW	200 さ 1473
11	税務課（総務集中管理）	ホンダ	ライフ	580 た 3847
12	住民保険（軽ダンプ）	ダイハツ	ハイゼットT	480 か 2085
13	住民保険（塵芥車）	イズズ	フォワードドラム	800 さ 6238
14	住民保険（塵芥車）	日野	レンジャー	800 す 4511
15	住民保険（塵芥車）	日野		800 さ 5346
16	住民保険（ダンプ）	イズズ	エルフ	100 す 5327
17	住民保険（ダンプ）	イズズ	エルフ	11 す 8465
18	住民保険（ダンプ）	イズズ	エルフ	100 せ 1870
19	福祉こども課（総務集中管理）	スズキ	ワゴンR	580 か 1977
20	保健センター	ホンダ	ライフ	580 か 2491
21	子育て支援センター	スズキ	エブリイ	480 え 9637
22	長寿介護課（総務集中管理）	スズキ	ワゴンR	580 た 6295
23	長寿介護課（総務集中管理）	トヨタ	カローラV	400 さ 4330
24	まちマネジメント課	ダイハツ	ハイゼットT	480 う 883
25	まちマネジメント課（総務集中管理）	ダイハツ	ムーヴ	580 ち 6005
26	まちマネジメント課	ダイハツ	ハイゼットT	480 す 1344
27	まちマネジメント課	スズキ	ワゴンR	580 く 5312
28	まちマネジメント課（総務集中管理）	ホンダ	アクティV	40 ゆ 2739
29	教育総務課	イズズ	エルフ	100 す 6040
30	幼稚園	日産	シビリアン	200 は 339
31	社会教育課	スズキ	ワゴンR	580 た 6296
32	社会教育課	トヨタ	ハイエースW	300 ら 6439
33	社会教育課	スズキ	エブリィワゴン	581 せ 1100
34	すばる子どもセンター	ホンダ	ライフ	50 と 8884
35	いぶき子どもセンター	ホンダ	ライフ	50 と 8883
36	議会	トヨタ	プリウス	300 み 1985

12 備蓄物資

備蓄物資一覧

(令和5年11月現在)

備蓄品名 備蓄場所	防災倉庫	川西 小学校	中央 体育館	ふれあい センター	下永 体育館	梅戸 体育館	保健 センター	合計
飲料水	6,324	3,336	960	768	240	360	48	12,036
毛布	1,266	870	210	190	60	104	50	2,750
アルファ化米 ご飯(わかめ)	4,000	2,610	570	500	160	240	0	8,080
アルファ化米 おかゆ	1,500	796	197	239	75	83	0	2,890
粉ミルク	280	0	0	0	0	0	0	280
液体ミルク	138	0	0	0	0	0	0	138
栄養補助食品	5,320	3,245	743	727	222	283	0	10,540
ハンドタオル	1,060	794	114	102	40	50	0	2,160
哺乳瓶 240ml	40	0	0	0	0	0	0	40

13 ヘリコプター臨時着陸場

ヘリコプター臨時着陸場

施設名	所在地	面積(m ²)	電話	座標
川西健民運動場	川西町結崎 1141 番地の 7	10,000	0745-44-1616	E 135. 46. 04 N 34. 34. 26

14 町防災行政無線

町防災行政無線一覧

種別	呼出名称	設置場所	方式・電力等
固定	かわにし100	役場2階無線室	統制局
移動	かわにし101	役場2階無線室	子局・充電式
移動	かわにし102	役場2階無線室	子局・充電式
移動	かわにし103	役場2階無線室	子局・充電式
移動	かわにし104	役場2階無線室	子局・充電式
移動	かわにし105	役場2階無線室	子局・充電式
移動	かわにし106	役場2階無線室	子局・充電式
移動	かわにし107	役場2階無線室	子局・充電式
移動	かわにし108	役場2階無線室	子局・充電式
移動	かわにし109	消防団第1分団	子局・充電式
移動	かわにし110	消防団第2分団	子局・充電式

15 要配慮者の避難確保計画の策定を義務づける施設

要配慮者の避難確保計画の策定を義務づける施設一覧

施設名	所在
学校	町立 川西幼稚園 奈良県磯城郡川西町 結崎 30-5
	町立 川西小学校 奈良県磯城郡川西町 結崎 255
	組合立 式下中学校 奈良県磯城郡川西町 結崎 1866
社会福祉施設	ぬくもりの郷 デイサービスセンター 奈良県磯城郡川西町 吐田 94
	ぬくもりの郷 グループホーム 奈良県磯城郡川西町 吐田 94
	ぬくもりの郷 秋桜 奈良県磯城郡川西町 吐田 94
	特別養護老人ホーム ゆいの里あすか 奈良県磯城郡川西町 下永 543 番 1
	ワークショップそら 奈良県磯城郡川西町 結崎 949-1
	ショートステイつきひ 奈良県磯城郡川西町 吐田 871-1
	放課後等デイサービス桜実 奈良県磯城郡川西町 結崎 646 番地 1
	放課後等デイサービスあさひ 奈良県磯城郡川西町 吐田 861-5
	放課後デイサービスふくちゃん 奈良県磯城郡川西町 結崎 625-24
	ステップ ゆず 奈良県磯城郡川西町 結崎 577-11
	リハビリデイ結 奈良県磯城郡川西町 結崎 452-56
	川西こども園 奈良県磯城郡川西町 結崎 1201-1
	成和保育園 奈良県磯城郡川西町 保田 43-1
	川西学童保育所 奈良県磯城郡川西町 結崎 255 番地
医療施設	有床の施設のみ（対象なし）

協定等

川西町災害関係協定締結一覧(R5.4 現在)

番号	協定書名	業者等名称	取扱 物費等		締結年
1	災害時等における緊急物資供給協力に関する協定書	奈良県農業協同組合	食料品	生活用品	H21
2	災害時等における緊急物資供給協力に関する協定書	株式会社スーパーおくやま	食料品	生活用品	H22
3	災害時における物資供給に関する協定書	市民生活協同組合ならこープ	食料品	生活用品	H24
4	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	食料品	生活用品	H25
5	災害時等における緊急物資供給協力に関する協定書	株式会社ヤクショー	医薬品	衛生管理 品	H21
6	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局長			H24
7	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	奈良県電気工事工業組合			H24
8	災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定	公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会			H28
9	災害時における応急対応に関する協定書	NEC ネクサソリューションズ株式会社関西支社			R5
10	「災害時における情報提供に関する協定書」及び「災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書」	大阪ガスネットワーク株式会社			H31
11	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	兵庫県川西市 山形県川西町 新潟県十日町市			H10
12	災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	奈良県			H27
13	天理市、山添村、川西町、三宅町、日原本町との災害時における相互応援協定	天理市 山添村 三宅町 田原本町			H28
14	川西町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	川西町社会福祉協議会			R3
15	大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	奈良県葬祭業協同組合			R3
16	大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	花吉葬祭			R3

番号	協定書名	業者等名称	取扱 物費等	締結年
17	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書	三宅町 田原本町 関西移動販売車組合 (株)メリレカート	食料品	R3
18	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社		R3
19	奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書	奈良県内市町村及び一部事務組合		H24
20	奈良県消防広域相互応援協定書	奈良県内市町村及び奈良県広域消防組合		H29
21	被災者生活再建支援制度の実施にかかる事務委託契約書	公益財団法人都道府県センター		R4
22	天理市・川西町災害時相互協力に関する覚書	天理市		R5
23	大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応援措置の実施の支障となる障害物等の撤去等に関する覚書について	関西電力送配電株式会社		R5
24	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社デベロップ		R4

※協定書本文は公開用としては省略しています。

様式等

県様式1 災害概況即報（早期様式）

県様式1

災害概況即報（早期様式）

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
									床下浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									

災害概況即報記入要領

発生場所
災害概況

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入すること。
風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況
地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

被害状況

雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
その他これらに類する災害の概況
判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及住家の被害に重点をおくこと。また、高齢者や障害者の被害状況を併記（再掲）すること。

応急対策の状況

当該災害に対して市町村（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。また、高齢者や障害者の人員を併記（再掲）すること。

市町村名	災害名 報告番号	災害名 第 月 日 時現在	非住家	公共の建物		棟
				その他	棟	
			田	流失・埋没	ha	
			畑	冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
			畑	冠水	ha	
			その他	文教施設	箇所	
			その他	病院	箇所	
			その他	道路	箇所	
			その他	橋りょう	箇所	
			その他	河川	箇所	
			その他	港湾	箇所	
			その他	砂防	箇所	
			その他	消掃施設	箇所	
			その他	崖くずれ	箇所	
			その他	鉄道不通	箇所	
			その他	被害船舶	隻	
			その他	水道	戸	
			その他	電話	回線	
			その他	電気	戸	
			その他	ガス	戸	
			その他	プロック塀等	箇所	
			その他	り災世帯数	世帯	
			その他	り災者数	人	
			火災発生	建物	件	
			火災発生	危険物	件	
			火災発生	その他	件	

市町村名 災害名 報告番号	名称	区分		千円	月 日 時
		公立文教施設	千円		
	設	公立文教施設	千円		月 日 時
	撤	農林水産業施設	千円		月 日 時
		公立土木施設	千円		
		その他の公共施設	千円		
		小計	千円		
		農産被害	千円		
		林産被害	千円		
		畜産被害	千円		
		水産被害	千円		
		商工被害	千円		
		その他	千円		
		被害総額	千円		
				消防職員出動延人数	人
				消防団員出動延人数	人

被害を生じた地域または大字を
台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等
を記入する。
火災の状況を記載する。
・消防、水防、救急、救助等の消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難の勧告・指示を行った場合はその日時、回数（連続して一休とみなされる避難の勧告・指示は1回と数える）及び避難している住民数等を記入すること。
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
※被害額は省略することができる

災害状況即報記入要領
各被害種別

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入すること。
ただし、被害額については、省略することができる。
なお、「水道」「電話」「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における所水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

被害報告基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だくし、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災による損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定され設備も含む。

被害項目		報告基準
田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路	「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった被害をいう。
	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
被災者	被災世帯	「被災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 たとえば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについてはこれを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	被災者	「被災者」とは、被災世帯の構成員とする。
火災発生	地震による被害の場合のみ報告する。	

被害項目		報告基準
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路とする。
	その他公共施設	「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、たとえば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

区分	災害名		発生年月日	市町村名	計	
	死者	発生				
人命被害	死	人				
	行方不明	人				
	負傷	人				
住家被害	軽傷	人				
	全壊	棟				
	半壊	棟				
被害	一部破損	棟				
	床上浸水	世帯				
	床下浸水	世帯				
非住家	公共建物	棟				
	その他	棟				
その他	田	流失・埋没	ha			
	畑	水	ha			
		流失・埋没	ha			
		冠	ha			
	その他	学校	箇所			
		病院	箇所			
		道路	箇所			
橋りょう		箇所				
その他	河川	箇所				
	港湾	箇所				
	砂防	箇所				
	消通施設	箇所				
	虚くすれ	箇所				
	鉄道不通	箇所				

区分	災害名		発生年月日	市町村名	計
	被害	発生			
その他	被害総額	千円			
	市町村災害	千円			
	対策本部	設			
	消防職員出動延人数	人			
	消防団員出動延人数	人			
	その他	千円			
	被害総額	千円			
その他	被毀船舶	隻			
	水道	戸			
	電線	回線			
	電柱	戸			
	ガス	戸			
	ブロック塀	箇所			
	建物	件			
	危険物	件			
	その他	件			
	り災世帯数	世帯			
	り災者数	人			
公立文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
農産被被害	千円				
林産被被害	千円				
畜産被被害	千円				
水産被被害	千円				
商工被被害	千円				
その他					

水防実施状況報告書

水防 第1号様式 水防実施状況報告書

第1号様式 水防実施状況報告書 (水防実施箇所毎に作成する) 報告年月日 平成 年 月 日 印 作成責任者									
水防管理団体名		指定・非指定の別							
水防実施時の台風の名前又は豪雨の種類									
水防実施箇所		川左・右岸	町字	所在地					
水防実施日時		自 月 日 時 分	至 月 日 時 分	管 所					
水防作業の概況及び工法		工法							
被災概況									
被災原因									
堤防他河川施設被害									
人的被害		農業施設被害							
死者	負傷者	行方不明者	田	畑					
人	人	人	ha	ha					
家屋被害		その他							
床上浸水	床上浸水	一部破損	全壊						
棟	棟	棟	棟						
世帯	世帯	世帯	世帯						
消防団員		水防管理団体の職員		住民				警察	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
自衛隊	他の水防管理団体の応援	果敢員	その他				計		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
現場指揮者の職・氏名									

使用資材費		() 円		品目		数		単 位		企 額	
主要資材費		() 円		袋		() 袋		() 円		() 円	
その他資材費		() 円		杭		() 本		() 円		() 円	
小 計		() 円		網		() 巻		() 円		() 円	
機械等借料		円		土砂類		() m		() 円		() 円	
食糧費		円									
山崩手当等		円									
その他		円									
計		() 円		主要資材							
※ () 内は、県よりの貸与分を記入する。(外数とする)				その他資材							
所要総費				使用資材内訳							
応援状況				(他の団体・警察・自衛隊)							
居住者活動状況											
立退きの状況											
指示の理由											
水防功労者及び											
その他功績概要											
水防従事者の死傷者、											
その原因、手当											
公用負担の状況及び理由											
今後の水防活動に											
関する問題点											

被災写真、水防作業写真及び水防箇所、浸水区域を表示した管内図（1枚に全箇所を数示ること）添付のこと。

様式1号 被害状況報告書

様式1号

被害状況報告書

受信者氏名		受信日時	平成	年	月	日	時	分
送信者名		所属部局						

第 報

市町村名		発生年月日	年	月	日	月	日	時現在の状況	災害の原因
------	--	-------	---	---	---	---	---	--------	-------

1. 被害の概要、発生患者数等

全戸数	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	計	被害率	災害用救助の有無	発生患者数					備考	
									患者	疑似	保菌者	計	死者		

2. 伝染病予防法施行令第8条第4号によるそ族昆虫駆除に関する地域指定の要否。

3. 伝染病予防法施行令第27条による代執行の必要の有無。

(記載上の注意事項)

- 1) 「全戸数」欄には当該市町村内における住家の総数を記載すること。この場合の住家とは現実にその建物を居住するために使用しているものをいい、必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば、炊事場、浴場または便所などが別棟であったり離れ座敷が別棟であるような場合、これら生活に必要な部分の棟数は合して1戸とする。
なお社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。たとえば一般に非住家と取り扱われる土蔵、小屋などであっても現実に住家として人が居住しているときは住家とする。
- 2) 「全壊」「流失」とは建物の延面積の7割以上を損壊または流失したもの、ならびに損壊または流失の程度がそれに満たないが残存部分に補修を加えてもなお再び使用することができない程度のものをいう。
- 3) 「半壊」とは建物の損壊の程度が全壊のそれには満たないが建物の延面積の2割程度以上に達したものをいう。たとえば建物の延面積の2割以上が損壊または流失あるいは建物の傾斜など建物全般にわたる被害がきわめて大きいが大修繕によって復旧可能なものをいい、軒先の破損、屋根瓦の飛散、壁の脱落その他局所的な被害を受けたものは半壊とはいわない。
- 4) 「床上浸水」とは、被害の程度が半壊以上にいたらないが、浸水が建物の床上に達した場合のものをいう。
- 5) 「床下浸水」とは、浸水家屋のうち、前記各号以外のものをいう。

様式2号 防疫活動状況報告

様式2号

防疫活動状況報告

報告機関名

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
月	区	法定伝染病発生数				前年同期法定伝染病発生数				防疫活動をしている市町村数(応援を除く)	防疫活動をしている保健所数(応援を含む)	保健所職員(雇上職員を含む)の防疫活動従事者数	本庁職員(雇上職員を含む)の防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	鼠族昆虫駆除を行った戸数	伝染病予防による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考	
		真症	疑似	保菌者	死者	真症	疑似	保菌者	死者															
日	分																							
		/	当日																					
累計																								
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
計	週間																							
	累計																							

報告に際しての注意事項

- 「1法定伝染病発生数」とは罹災市町村における法定伝染病発生数をいい、病類別に報告すること。
- 「2前年同期法定伝染病発生数」とは「1法定伝染病発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- 「7清潔方法を行った戸数」「8消毒方法を行った戸数」および「9鼠族昆虫駆除を行った戸数」とは、伝染病予防法の規定により、市町村が実施したものをいう。
- 「16備考」には臨時隔離病舎設置数、同収容患者数および代による実施戸数(清潔方法、消毒方法、鼠族昆虫駆除の別に再掲)その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。
- 防疫活動終了の時は、その旨を報告すること。
- 防疫活動状況報告の第1回分は、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。
- 市町村より保健所への報告では、3～5の記入は不要である。

災害防疫経費所要見込額

(報告者所属氏名)

市町村

部署課 氏名

(A) 防疫作業費

(単位：千円)

事項	区分	所要見込額	見積の概要
1. 予防委員諸費	(1) 委員手当 (2) 委員旅費		延日数 実人員 〃
2. 消毒、消毒方法諸費	(1) 消毒方法 (2) 消毒方法		実施戸数 主な作業の内容別見込額 実施戸数
3. 予防救治諸費	(1) 雇上費 (2) 旅費 (3) 物件費 (4) 診療委託費		実人員 延人員 薬品等の購入 借上費 輸送費
4. 伝染病院隔離病舎諸費	(1) 雇上費 (2) 患者諸費 (3) 管理費 建物修理費		収容実人員 食費 薬価収入 修理箇所 見積の積算基礎
5. 委託入院費	(1) 雇上費 (2) 患者諸費 (3) 管理費		収容実人員 食費 薬価収入
6. 臨時隔離病舎諸費	(1) 雇上費 (2) 患者諸費 (3) 管理費		消毒戸数
7. 消毒諸費	(1) 雇上費 (2) 庁費		延日数 実人員
8. 予防救治徒行者手当等諸費	(1) 特種勤務手当 (2) 療治料、救助料、葬祭料		

事項	区分	所要見込額	見積の概要
9. 交通遮断隔離等諸費	(1) 交通遮断・隔離 (2) 生活補給費		実人員 実人員 実施件数 〃
10. 伝染病罹民患者及び死者諸費	(1) 生活補給費 (2) 死体消毒費 (3) 埋火葬費		実施戸数 実施地域 (村大字 字) 対象実人員 給水日数
11. 鼠疫昆虫駆除費			
12. 家用水供給費			
13. 法第19条の手当金			
14. 予防事務費			支出科目別内訳
15. 設備整備費			設備名 台数 理由
合計			

(注) 食費、薬価の収入見込ある場合は該当の事項、区分における支出見込額より控除した額を所要見込額に計上すること。
(B) 伝染病院隔離病舎消毒所等災害復旧費
施設名、設置主体、施設種類、設置年月日、病床数、建築構造、復旧費、被害内訳

様式4号 災害防疫完了報告書

様式4号

災 害 防 疫 完 了 報 告 書

災 害 防 疫 完 了 報 告 書

1. 災害発生年月日
2. 災害の原因
3. 被害の概要
4. とった措置の概要
 - (1) 災害防疫本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）
 - (2) 災害防疫活動
 - 1) 予防宣伝
 - 2) 調査指導
 - 3) 検病調査
 - 4) 患者処理
 - 5) 飲料水の確保及び井戸水の消毒
 - 6) 消毒方法
 - 7) ねずみ族昆虫駆除
 - 8) 避難所の防疫指導
 - 9) し尿処理の指導
 - 10) 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
 - 11) その他特記すべき事項
5. 伝染病の発生状況
6. 予防接種の実施状況
7. 伝染病院隔離病舎消毒所の被害状況（別添のとおり）
8. 災害防疫所要額
 - (1) 防疫作業費
 - ア) 都道府県（保健所）専業分
 - イ) 市町村専業分
 - (2) 伝染病院隔離病舎等災害復旧費

様式5号 防疫作業日誌

様式5号

防 疫 作 業 日 誌

作業の種類	作業量	作業員数	実施地域	実施期日

様式6号 救助実施記録日計表、救助実施記録日計表記入要領

様式6号

救助実施記録日計票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

市町村

責任者 班 名
氏 名

印

No. (年 月 日 時 分)

(担当者 氏 名

印)

員数 (世帯)	
品目 (数量・金額)	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

救出実施記録日計票記入要領

- (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票欄外のナンバー欄には記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する場合には、No. 11 (No. 5訂正) のように記載のうえ前回分No. 5の記録票には朱で×印を附し (No. 11 に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。
なお救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順に綴ってよい。
- (3) 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- (4) 機械器具等は無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- (5) 被服寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

様式7号 参集途上における被害状況報告書

様式7号

参集途上における被害状況報告書

参集日時	年 月 日 時 より 時 まで
参集ルート 及び方法	自宅 (市町村) → → →災害対策本部 徒歩・自転車・バイク・その他 ()
所属・氏名	
各施設の被害状況等	必要な対策 (物資・資材) 等
住民・災害弱者に対する救出・応急救護の状況	
建物・施設等の崩壊・損傷状況	
火災発生、延焼、消防活動の状況	
道路・鉄道等交通施設の状況	
ライフラインの状況	
〇〇地区の (町) の全体的な状況	
避難場所等の状況	
その他	

様式「自衛隊の災害派遣要請申請書」、様式「自衛隊の撤収要請申請書」

様式「自衛隊の災害派遣要請申請書」

	発 第 号
	年 月 日
奈良県知事 殿	
	川西町長名 印
自衛隊の災害派遣要請申請書	
災害を防除するため自衛隊法第 83 条により、下記のどおり自衛隊の派遣要請を申請します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況(とくに災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること口)派遣を要請する事由(男在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。)	
2. 派遣を必要とする期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する区域 現地連絡場所及び連絡者 活動内容(水防、消防、通信、防疫、給水、.救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。)	
4. その他参考となるべき事項	

様式「自衛隊の撤収要請申請書」

	発 第 号
	年 月 日
奈良県知事 殿	
	川西町長名 印
自衛隊の撤収要請申請書	
災害を防除するため自衛隊法第 83 条により、災害派遣要請をしましたが、応急作業が一応終了しましたので、下記のどおり撤収要請を申請します。	
記	
1. 撤収要請日時.	
2. 災害派遣人員等及び従事作業内容	
3. その他参考となるべき事項	

令和6年3月

川西町地域防災計画（令和5年度修正）
資料編

編集発行 川西町防災会議

〒636-0202

事務局：奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1
川西町総務課

TEL：0745-44-2211 FAX:0745-44-4734

E-mail：ssoumu@town.nara-kawanishi.lg.jp